

### 第3章 「学習障害」の青年の職業自立の問題を検討するために

#### 第1節 学校から職業の世界へ その1

—— 通常の職業自立を支援する仕組みを利用して ——

学校を卒業すれば、「学習障害」児は、好むと好まざるとに関わらず、社会へ送り出される。大学を卒業すれば大卒の資格を持って、高等学校を卒業すれば高卒の資格を持って、専修学校を卒業すれば、それぞれの課程が定める資格を持って、社会的に自立することを要請されるのである。そして、入職に際しては、それぞれの資格に応じた専門性、一般教養や理解力、訓練可能性などを求められる。わが国では、学歴は職務遂行能力の種類や程度を証明するものとして機能しているわけではないが、資格に期待されるものは確かに存在する。

先にみたように、「学習障害」児の教育歴の形成は、保護者の教育方針と不可分であった。したがって、特殊教育の課程を適切でないとし、通常教育の中で「頑張る」という教育方針に基づき、中学校通常学級から高等学校を卒業するという教育歴を第一希望としてきた場合には、通常の職業自立を支援する仕組みを利用して入職することになる。ここでは、こうした仕組みについてみておくことにしたい。

##### 1. 職業的社会化の過程

社会化の過程は、エイジェント（社会化を分担している集団や制度）との関わりの中で展開する（菊池，1979）。社会化のエイジェントとしては、家族や仲間関係、学校、マスメディア、地域社会、企業などがあげられる。

ところで、職業的社会化とは、社会化を職業活動の維持・継続という視点からみたものである。これは、「それが期待されるものであれ、やむを得ないものであれ、職業や社会的地位をめぐる志向や規範、行動モデルについての学習の過程」（Weinert, 1972）であり、「職業に就くまでの過程」と「職業に就いてからの過程」に大別される（橋本，1979）。図3-1は、職業的社会化の過程をエイジェントとの関係で示したものである。

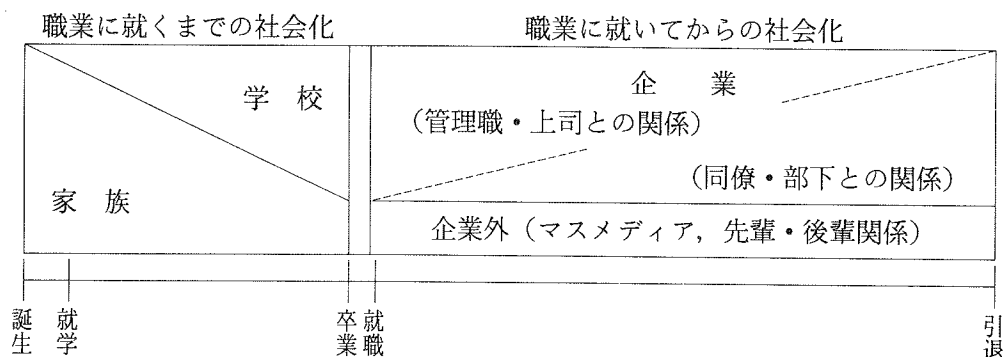


図3-1 職業的社会化に関わるエイジェント（望月・山田，1995）

「職業に就くまでの社会化」の過程では、身体の基本的なコントロール、日常生活スキルの獲得、コミュニケーション手段の学習、他者との社会的な関係を形成する能力、価値基準の学習などが中心的な課題である。この間は主として家族や学校が教育を分担するが、就学後は学校の役割が徐々に増加する。職業の世界への移行は学校の指導で行われることが多く、その場合、移行に「空白」期間が入らないのがわが国の特徴である。

一方、「職業に就いてからの社会化」では、職業文化の学習や職業的技能の習得が中心となる。雇用社会となったわが国の場合、企業がエイジェントとしてこれを中心的に担ってきた。こうした学習を通して、職級の上昇や職位の獲得などを実現していくことになる。入職当初は、管理職や上司が教育・訓練の中心的役割を担うが、徐々に同僚や部下の役割が増加する。この他に、企業外のエイジェントとしてマスメディアや先輩・後輩関係が職業的社会化を担っている。

これは、若年の職業未経験者が一人前になっていく過程であるが、ここでは、高等学校卒業者の職業経歴研究の結果を紹介しておくことにしたい。吉本（1996）によれば、採用する側の基準においては、「訓練可能性」が重視される。ここでいう「訓練可能性」のポイントは、一方で体力や組織忠誠心、集団活動への適応性など、労働力としての耐久性であり、他方で一般的な学力など、訓練する際の費用・効率性である。また、こうした背景のもと、学校のアカデミックな教科の学業成績や生活指導項目が企業の採用基準として重視されることが説明できるという。つまり、よりよい学業成績を修めることは、より効果的に就職への準備を行うことになる。

## 2. 職業の世界への移行の仕組みの態様

学校を卒業する生徒が入職するときに利用する職業紹介の方法は、縁故等の紹介、公共職業安定所の紹介、学校の紹介、新聞広告等、に大別できる。

わが国では、3月に学校を卒業し、4月に入職するという場合が圧倒的に多い。こうした生徒は、新規学卒と呼ばれている。新規学卒に対する職業紹介には、公共職業安定所の職業指導に学校が協力して行う場合（職業安定法第25条の2）と、公共職業安定所の職業紹介の業務を学校が一部分担する場合（同法第25条の3）、学校が無料職業紹介事業を行う場合（同法第33条）がある。ここでは、学校の紹介で就職先を選択決定する場合の特徴について、取り上げておくことにしたい。

第25条の2の含意は、学校が公共職業安定所の業務に協力し、職業紹介を円滑に進めることにある。また、第25条の3の含意は、学校が公共職業安定所の業務の一部を分担することにより、在学中の進路指導の一環として、また卒業後の追指導の一環として、進路先の選択・決定に携わることにある。こうした制度の対象は、学校教育法第1条の規定による学校（小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園）であり、認定を受けた専修学校もこれに含まれる。

こうした職業紹介では、求人の受理と求人条件の確認を公共職業安定所が行う。学校は公共職業安

定所と一体となるか、あるいは一部を分担することになるため、指導の一次的責任は公共職業安定所が負うことになる。

また、第33条の含意は、国の安定機関以外の無料職業紹介の特例として、学校が在校生や卒業生のために行う就職あっせんを届け出により認めることにある。こうした事業を開設できる対象は、学校教育法第1条の規定による学校その他、専修学校、職業能力開発施設等が含まれる。ここでいう専修学校とは、高等課程、専門課程、一般課程があり、入学資格によって分けられている（高等課程は中学校卒業資格、専門課程は高等学校卒業資格が必要であるが、一般課程は資格を特に定めていない）。

無料職業紹介事業は、求人の受理を公共職業安定所に代わって学校が行い、指導の一次的責任を学校が負うことになるために、紹介体制の整備等について、公共職業安定所が各校ごとに審査を行うことになる。

第25条に規定された紹介であれ、第33条で規定された紹介であれ、新規学卒の入職に際し、学校は教育的立場からみて適切でない職業についての求人・求職の申込を限定でき、生徒・学生の希望に基づいて公正な紹介をする点で共通している。また就職後に、職場適応を阻害する問題が起こった場合には、公共職業安定所に要請し、あるいは協力を仰いでその解決に関する指導を行う。こうした点は、縁故や広告による入職に比べて、制度的に保護された支援の仕組みである\*1。

これは、制度的に保護された支援の仕組みの質的側面である。では、量的側面はどのようになっているのだろうか。中島（1996）は、新規高卒求人倍率と一般の有効求人倍率の年次的推移を比較して新規高卒労働市場の趨勢を分析している（図3-2）。それによれば、2種類の求人倍率は、年次によってかなり大きく変動しているが、どの年次を比べてみても、新規高卒求人倍率の水準は有効求人倍率よりもはるかに高い。その上、有効求人倍率が1倍を切っている時期であっても、新規高卒求人倍率は常に1を越えている。また、2種類の求人倍率は、水準こそ大きく異なるがほぼ並行して年次推移している。高校を卒業と同時に就職しようとする若者の就業機会は、したがって、彼らが勤め先を探す時期の一般（中途）求職者と同じように労働市場の情勢に大きく左右されているのである。しかし、求人の量的側面に関する限り、一般求職者と比べてきわめて有利な条件のもとで求職活動に取り組めることが示されている。

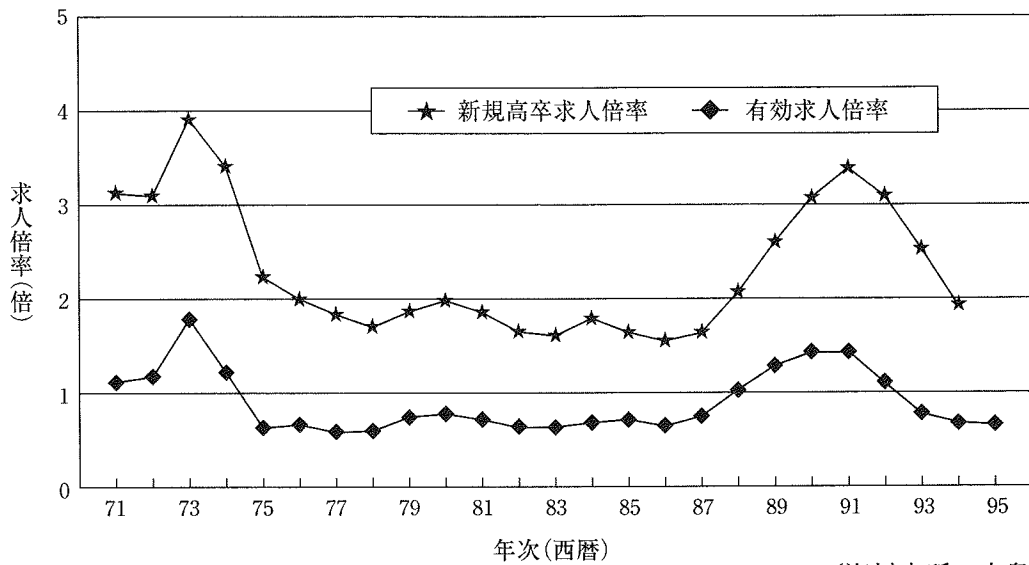
このように、新規学卒であれば、量的にみても質的にみても、制度的に保護された有利な求職活動が保証される。しかし、高等学校を中途退学した場合には中卒資格で、また、新規高卒として就職した後に離職した場合には高卒資格で、それぞれ一般求人枠において求職活動にあたることになる。したがって、こうした学校を仲介とした支援を利用できないことになる\*2。

---

\*1：職業安定行政においては、職業への円滑な以降を支援するという目的に応じて、就職環境が厳しさを増した1988年度から、新規高卒就職者の職業紹介業務は卒業年の6月まで延長されている（吉本，1996）。

\*2：労働市場の状況から、就職希望者に対する採用内定者の比率が低下する傾向が続いており、こうした仕組みの確からしさにも変化がみられている点に注目すべきである。

図3-2 新規高卒求人倍率と有効求人倍率の年次別推移  
 (新規高卒求人倍率は卒業年より1年前にプロットした場合)



(資料出所：中島，1996)

### 3. 高等学校卒業並びに同等資格の青年の入職を支える環境

#### (1) 新規高等学校卒業者の入職をめぐって

高卒者の入職を支える制度的環境として、刈谷（1993）は、①高校生個人への求人活動の制限や就職試験解禁日の設定などの求人＝採用活動を規制する制度的取り決め、②「一人一社主義」と呼ばれる生徒の推薦方法、③高校と企業とが取り結ぶ「実績関係」、という3つを日本の特色としてあげている。

刈谷によれば、いずれも、高校の進路指導の役割を重要なものとしている点が共通している。つまり、第一の制度は、求人側と求職側がともに高校の就職指導を通じて出会うことを前提としている。また、第二の制度は、未熟な生徒が複数の企業の誘いに対し、適切に対応できないことへの教育的配慮であると同時に、企業と高校との信頼関係を揺るがしかねない事態を避けるために、推薦した生徒が確実に就職することを企業に保証するものである。さらに、第三の制度によれば、高校にとっては、実績関係を持つ企業に生徒を推薦すれば確実に採用されることを期待でき、企業にとっては、毎年ほぼ同程度の質の労働者を安定的に採用できることになる。

高校の職業紹介では、第33条の認定を受けた場合でも、求人の受理は現行の規定で7月1日に一括して公共職業安定所が確認をすることになっている。

以上を総括すれば、一人の生徒にとっては1回の入職であるが、学校と事業所にとっては中・長期的な実績に基づく協力関係が重要な意味を持っていることになり、これが高校の職業紹介の特徴であるといえよう。

こうしたことを、高卒同等資格を付与される専修学校高等課程の生徒が入職する場合にあてはめ

てみる。これは、職業安定法第33条により在籍する学校が開設している無料職業紹介を利用して入職する場合にあたるが、①と②の制度的制約は特に問題とならないが、③については、高校と同様の特色をもつことになる。つまり、職業紹介の質を左右するのは、「当該校の卒業生が企業に定着し、企業との間に実績関係を成立させているかどうか」になる。

## (2) 専修学校専門課程卒業者の入職をめぐる

専修学校は、制度上、高等課程、専門課程、一般課程の3つが設けられている。高等課程は中学卒業を入学資格として、後期中等教育と位置づけられる。また、専門課程は高校卒業を入学資格として、中等後教育と位置づけられる。一般課程は入学資格を特に定めず、リカレント教育の場となることを念頭においている(小杉, 1993)。ここでは、高等学校を卒業後、専門課程に進学する者に対する企業の期待について、採用・配置の現状からみておくことにしたい。

1980年代以降、専修課程卒者が急激に増えており、とりわけ工業、商業実務、文化・教養の各分野の就職者が増えている。こうした背景として、わが国の経済・社会のサービス化、情報化にともなう産業構造の転換に対応した職業教育を学校側がめざしてきたことがあげられる。小杉(1993)は、新規卒者の採用では一般教養や理解力が重視され、訓練可能性が評価の基準になってきたといわれるのに対し、専門課程卒の場合には、専門教育を評価されて採用され、即戦力と位置づけられて、追加的な訓練を与えるよりも限定的な分野での能力発揮が求められることが多いとして、その違いを指摘する。

## (3) 通常の職業自立の支援を効果的に利用するために

このようにみえてくると、良好な職業紹介を支えるのは、学校と企業との間に安定した実績関係が築かれているかどうかであり、こうした協力関係を支えている「実績」とは、卒業生が戦力として企業に貢献してきた歴史があることを意味する。したがって、この実績関係に依拠して入職するうえでは、戦力となる可能性が高い生徒ほど、学校からの紹介可能性が高くなるのは当然のことであろう。ここでの可能性の見積もりは、学業成績や学校適応が良好であることによっている。学校としては、実績関係をより強固なものにする人材を紹介することをめざすことになるからである。ただし、高卒に期待されるものと専門課程卒に期待されるものには、その資格に応じ、若干の違いがある。

## 第2節 学校から職業の世界へ その2

### —— 障害者の職業自立を支援する仕組みを利用して ——

期待される水準で職務を遂行できず、その労働対価で生計を維持することが困難となる場合、職業に就いて経済的に自立する見通しは立ちにくい。とりあえず入職しようとするれば報酬に見合う働きができず、期待に応えようとするれば入職を先送りしなければならないことになるからである。そして、その目処がたたない場合には、きわめて憂慮すべき事態となる。

特殊教育の課程を卒業した場合、あるいは、通常教育を卒業しても職業リハビリテーションを利用して入職する場合、支援はさらに手厚いものが用意されており、障害者の職業自立を支援する仕組みを利用することができる。ここでは、こうした仕組みについてみておくことにしたい。

## 1. 移行期における職業的社会化のエージェント

学齢期を経て青年期に至り、学業に関する課題達成の状況の良し悪しにかかわらず、職業選択の準備をするという課題に直面した時、生徒は学校の進路指導により、職業の世界へ移行することになる。しかし、職業的社会化に関する課題が未達成である生徒の場合には、職業の世界への移行もしくは職業生活の維持・継続が困難となるであろう。

依田（1995）は、知的にも情緒的にも対人関係においても問題がなく、書くことにのみ困難のあった青年の事例を紹介し、調書をとらなければならない初職での失敗と、書く場面の少ない現職での成功とから、教育の問題として学校進路指導の課題を考察している。この事例は、入職後の活動を通してはじめて、障害を受容し、自己理解を深めることができた点に特徴がある。

彼の事例では、初職の採用基準が適切でなかったことは指摘しておかなければならない。採用基準が職務遂行に必要な要件を的確に求めていたのであれば、彼ははじめから入職できなかったからである。ところが、採用決定により、彼が自らの適性に自信を深めたことは想像に難くない。しかし、就職後の初任者研修を受けるようになった段階で職務を達成できなくなり、相談機関を利用することになる。診断の結果、「LDである知ってホッとした」と自己認知が是正された経過がある。つまり、就職することによって「学習障害」であることが判明し、それを受容できた事例であるとみることができる。

特異な学習面の困難を避けるという点に主眼をおき、就職前に「学習障害」であることが明らかになっている場合には、“自己理解と職業理解を深めることにより、賢明な職業選択ができる”と依田は主張する。こうした立場によれば、支援の課題は確かに学校の進路指導に限定される。

一方、望月・向後（1995）は、発達に遅れのある青年の職業生活適応の課題を考察して、入職して初めて挑戦できる課題があること、すなわち、就労しなければ達成できない発達があることを報告している。これは、職業選択とそれ以降の適応は学校進路指導の課題であるばかりでなく、職業的社会化のエージェントの連携が重要であるという視点である。

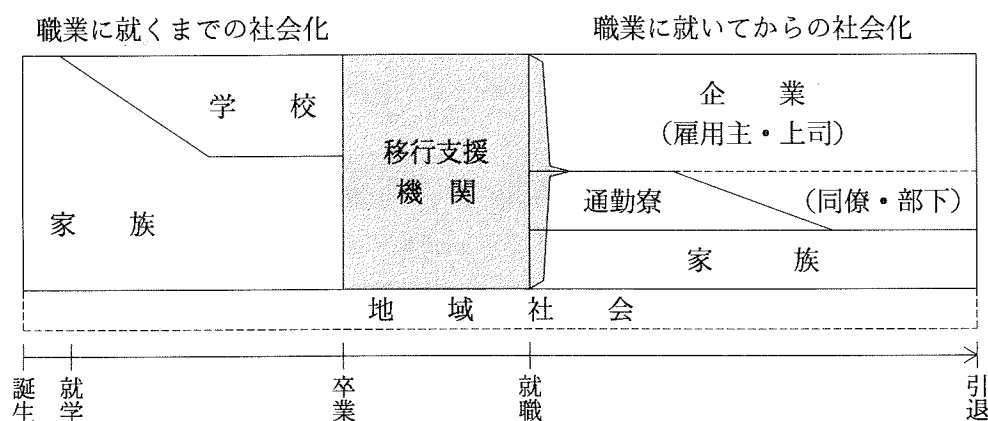
## 2. 職業的社会化における特別な支援

### (1) エージェントのネットワーク

発達の遅れは、「同年齢の健常者が担うことのできる職業的役割を、同じように担うことが難しい」という問題を引き起こす。こうしたことは、全般的な遅れが認められる場合には必ず、また、

遅れに偏りがある場合にも、問題となる。こうした問題の解決のための支援が制度化されているが、知的能力を総合的にみる見方では、偏りのある領域が注目されず、特殊教育や障害者福祉、雇用促進の支援の対象外となっているという実状もある。

ここでは、知的障害者の生涯にわたる職業的社会化に、どのようなエイジェントがどのように関わっているのかについて、検討しておきたい。図3-3は、知的障害者の職業的社会化の過程をエイジェントとの関係で示したもの（望月・山田，1995）である。



※ 移行支援機関：学校，公共職業安定所（職業紹介，職業指導，職業相談）  
障害者職業センター，職業訓練機関等  
（職業訓練・準備訓練，職業指導，職業相談）

図3-3 知的障害者の職業的社会化に関わるエイジェント

「職業に就くまで社会化」の過程では、家族と学校がこれを担い、学校の役割が徐々に増加することは健常者と同様であるが、家族の役割は健常者に比して大きい。学校から仕事の世界への移行が円滑に行われるかどうかは、それまでの社会化の課題達成の程度に規定される。そこで、移行のための支援が法的に整備されている。

移行に要する期間は、必要とされる支援の内容によって異なる。また、移行を支援する機関がエイジェントとして果たす役割は、就職後のフォローアップまでを含んでいる。学校もまた移行を支援するが、学校が行うことのできるフォローアップには限界があることはいうまでもない。卒業生が相談先として学校を選ぶ場合、学校は本来の役割を超えて指導にあたることになる場合が多い。

さらに、「職業に就いてから社会化」の過程では健常者と異なり、多くのエイジェントが関わる。通勤寮は、生活自立の支援に加え、職場と障害者本人との間にあって両者の関係を調整する役割を通して職業自立を支援するが、原則的には通過施設であることから、エイジェントとしての役割は入職当初に大きい。また、同僚や部下の役割は徐々に増加する。これに対し、家族や管理職・上司の役割は継続的である。マスメディアや先輩・後輩関係のエイジェントとしての役割は小さい。こ

ここでは、家族は通常、職場との調整機能を担う社会的な存在として位置づけられてはいない点を確認しておきたい。こうした役割は、社会的な制度に付随する職務であることが望ましい。

## (2) 利用できる支援の組み合わせ

障害のある人が職業自立のための支援措置を利用する場合、障害者の雇用の促進等に関する法律が定めるサービスに併せて、通常の職業自立のためのサービスを利用することができる。しかし、前述したように、学校から職業の世界へ移行するために学校が担っているサービスを利用できるタイミングは限定されている。そこで、“職業リハビリテーションの支援を利用したかどうか”，また“新規学卒として入職したのかどうか”によって、職業に就くまでの過程で利用できる教育・訓練機関の種類や入職を実現するために必要な支援、職業生活を維持・継続するために利用できる支援の内容が異なるに違いない。これは、“通常の職業自立のための支援措置”では十分でない人々、つまり、“障害のある人を対象とした職業自立のための支援措置”に関する一般的な枠組みに他ならない。

目下、「学習障害」の青年が当面する問題の解明を、学齢期の子どもたちが多く労働市場に参入するようになるまで先送りするわけにはいかない。したがって、多様な事例から問題を抽出することができない以上、別の視点が必要となる。ここでは、学齢期に「学習障害」児といわれた、「発達の遅れの偏り」のある青年の入職を態様別に検討するにあたり、以下の2つの視点を組み合わせた一般的な枠組みを適用していくことにしたい。

### 1) 職業リハビリテーションの支援の利用

障害者手帳の取得等は、障害者としてのさまざまな行政的なサービスが受けられることを意味する。こうしたサービスは、社会的弱者を対象とした、より広義の社会規範に基づいて整備されたものであり、その1つに職業的社会化に関する支援が位置づけられている。

職業紹介に際しては、求職者にできるだけ適した職務を選択し、就職に結びつける配慮が必要であることから、公共職業安定所や地域障害者職業センター、障害者職業総合センター、障害者能力開発訓練施設などの連携のもと、職業相談や職業リハビリテーションの措置等を経て職務選択に至る方式が取られている。また、雇用主は雇入れに関し、特定求職者雇用開発助成金等の助成を受けながら職場定着に配慮を行う他、多様な雇用形態を模索している。

つまり、職業自立についてみれば、手帳の取得等は、入職と職場定着の両方について、一定の制度化された支援を保証している。しかし、こうした制度の利用については、申請の時期に本人が未成年であることを含め、保護者の決断が大きな要因となる。

### 2) 新規学卒としての入職

新規学卒として入職することは、公共職業安定所や学校が確認した適切な求人の紹介を受ける



ことができることを意味する。

学校との実績関係に基づき、雇用主は教育的配慮を行い、信頼に応えるべく体制を整備する。また、学校も中・長期的な信頼関係のために、定着指導に協力する。

つまり、職業自立についてみれば、新規学卒として初職入職することもまた、入職と職場定着の両方について、一定の制度化された支援を保証しているといえよう。ただし、こうした制度の利用については学校間格差が少なからずあり、また、学校の指導の流れにしたがって、学校生活に適應できるかどうか大きな要因となる。

職業リハビリテーションとしての支援のあり方は、障害受容の問題と深く関連する。そこで、現行の“通常の職業自立のための支援措置”並びに“障害のある人を対象とした職業自立のための支援措置”をどのように利用したかによって、「学習障害」という障害を持つ職業問題を明らかにできるのではないかと考え、入職をめぐる4つの移行の態様を示した(図3-4)。「学習障害」の青年に対して、どのような職業リハビリテーションを提供することが必要であるのかを明らかにするために、障害者の職業自立に関わる支援措置の類型に適合するかどうかを検証することを試みるのが有効であると考えからである。

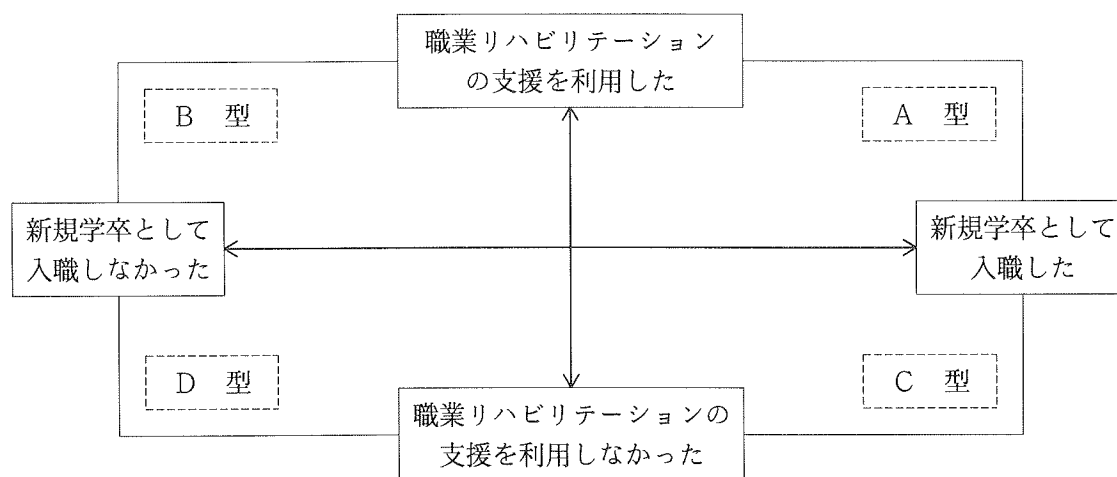


図3-4 入職に利用した制度に基づく対象者の類型

さらには、「学習障害」を単独の障害カテゴリーとして理解することが適切であるのかという、基本的な問題をときほぐす手がかりが、こうした枠組みに基づいて検討することで得られるのではないかと考えるからである。

### 第3節 ま と め

通常教育を終えて、新規学卒として就職しなかった場合、ないしは、就職はしたがうまくいかなかった場合、その時点で障害受容の問題に直面する子どもは、これからも増えるだろうと考えられる。学校は、卒業生に対する具体的な職業紹介に関して方策を持たないからである。こうした場合、一般求人での入職を実現することになるが、職業紹介に関する規制緩和が実施されると、より自立度の高い行動様式を求められることになる。したがって、良好な求人を見分けるためのスキルは教育の課題になるが、手厚い保護の視点からみると、新規学卒として入職する場合と一般の求人に応募して入職する場合のギャップは、ますます大きくなると考えられる。

しかし、入職までは「健常者である＝障害者ではない」を拠り所として成長してきた「学習障害」児の場合は、一度就職に失敗しても、それで職業リハビリテーションの支援を利用しようとは考えないものである。また、就職を自立に結びつけて考えることは稀であるから、スケジュールが埋められることであれば、就職でなくとも、アルバイトでもよいと考えることに無理はない。同じ理由で、専門学校を選択したり、通信制教育を考えたりすることもある。どこかに所属して、何かをしていなければ、なかなか生きにくいという事情もあるかもしれない。もっとも、年若い者にとっては、それが職場でなくともそれほど困らない場合が多い。解決の目処の立たない問題の先送りであっても、次第に深刻さが増大する事態が予測されても、彼らにとってはとりあえずの時間稼ぎができるからである。

「学習障害」の青年にはこうした教育歴をもつ者が多い。学校時代には、本人に求められる努力の質と量は、原則として個人に任される。達成できなくても、目標の修正をすればよいとされる。しかし、報酬をもらう仕事では、働きの量と質を問われるのは自明のことである。生産性を問わない企業はないからである。生産性や行動上に困難のある障害者を雇用する場合には、企業側の配慮は不可欠であるが、それでも、企業の存立を危うくするほどの配慮というのは考えがたいものがある。

こうした教育歴を持つ青年の中には、失敗経験を積み重ね、自立に前向きに取り組もうと考える場合に、職業リハビリテーションの支援をやむを得ない選択であると考えられるようになる青年もあるだろう。現実にこうした事例は少なからず存在する。しかし、これらの事例の進路計画の修正の過程には、極めて周到に計画されたカウンセリングと極めて多大な時間を要するのが通常である。それでも、障害を受容できるのであれば、それは再出発を図ることができる。したがって問題となるのは、新規学卒に対する支援の利用がうまくいかず、さりとて、職業リハビリテーションの支援も利用できない場合であろう。

職業リハビリテーションの支援を利用するという点に関する限り、障害受容の問題は大きな“障壁”となる。これが「精神薄弱」という用語の問題であれば、支援を受けやすい用語の検討をしていくことが必要となるだろう。もっとも、これは「精神薄弱」の問題でもあって、「学習障害」固有の問題ではない。また、「知的境界例」の問題であれば、これも「学習障害」固有の問題ではないだろう。支援の対象と認める基準をどこに設けるのかという問題は、それが適切であるかどうかという議論の他に、必ず支援を受けることができない層を生み出すという問題を含むからである。

「学習障害」固有の問題であれば、主として教育の問題としての議論がまず必要である。「学習障害」は教育用語であり、教育制度のあり方がその後の対応のあり方を左右することになるだろうと思われるからである。したがって、教育制度が整備されて、発達とともに変化する様相が明らかになると、改めて「学習障害」者の成人期の問題が検討されるようになるだろう。そのために、現時点では厳密な診断基準が求められているのである。

職業リハビリテーションの関係者は、それまでは、通常学級を出て職業リハビリテーションの対象となる「学習障害」を主訴とする青年に対し、彼らの遅れの範囲と程度の問題に取り組むことになるだろう。そして、彼ら自身は、現実的な問題に直面して、はじめて障害を受容していくことになるだろう。障害の受容に関する相談等が、職業リハビリテーションの中心的課題であるかどうか、という議論の余地は、当面はないといわざるをえないかもしれない。というのは、通常学級出身で、就職はしたが継続に頓挫した青年が、相談に訪ずれる可能性のある機関は数少ないからである。

そこで、第Ⅱ部では、入職前の事例並びに入職経験のある事例に基づいて、対象者がかかえる問題について具体的に検討していく。

#### 【文献】

- Algozzine, B. & Korinek, L. 1985 Where is special education for students with high prevalence handicaps going? *Exceptional Children*, 51(5), pp.388-394.
- American Psychiatric Association 1987 *Diagnostics and statistical manual of mental disorders*, 3rd ed., rev., American Psychiatric Association.
- American Psychiatric Association 1994 *Diagnostics and statistical manual of mental disorders*, 4th edition, American Psychiatric Association.
- 安西信雄 1991 精神障害者の職業リハビリテーションにおける生活技能訓練の効用 *職業リハビリテーション*, 4,1-8.
- Bishop, D.V.M. & Butterworth, G.E. 1980 Verbal-performance discrepancies : relationship to birth risk and specific reading retardation. (大塚玲 1993 学習障害の定義にかかわる諸問題と今後の課題 *特殊教育学研究*, 30(5), pp.29-40より引用)
- Blalock, J.W. 1987 知能の水準と類型 In Johnson, D.J. & Blalock, J.W. (Eds.) : *Adult with Learning Disabilities* (橋本徹 監訳 1991 学習障害児の青年期・成人期 第4章 協同医書出版社)
- Bradeley, C. & Providence, R.I. 1937 The behavior of children receiving benzedrin, *American Journal of Psychiatry*, 94, pp.577-585.
- Epps, S., Ysseldyke, J., & Algozzine, B. 1985 An analysis of the conceptual framework underlying definitions of learning disabilities, *Journal of School psychology*, 23, pp.133-144.

- 合衆国保健・教育・福祉省, 1977, 121a・541, (中野善達・佐藤至英 編訳 障害児教育の研究法 田研出版 1995より引用).
- 原 仁 1995 学習障害概念と発生要因について—小児神経学の立場から—発達障害研究第17巻 第3号 pp.180—187.
- Hartzell, H.E. & Compton, C. 1984 Learning disabilities : 10 year follow-up, *Pediatrics*, 74, pp.1058—1064.
- 橋本昭治 1979 職業的社会化 『社会化の理論—人間形成の心理学—』第9章 有斐閣双書 有斐閣.
- Heath, B. & Korinek, L. 1991 Use of discrepancy formulas in the assessment of learning disabilities. In J.E. Obrzut and G.W. Hynd (Eds.) *Neuropsychological foundations of learning disabilities*, San diego : Academic Press Inc., pp.287—307. (熊谷恵子・大塚玲 1993 アメリカ合衆国における学習障害児の判定基準とその実態 心身障害学研究, 17, pp.191—172. より引用).
- Hornsby, B. 1984 *Overcoming Dyslexia* (読み書き障害の克服—ディスレクシア入門—1995 苧坂直行・苧坂満理子・藤原久子共訳 協同医書出版社)
- 星野仁彦・増子博文・橋本慎一・角田耕也・金子元久・熊代永・丹羽真一・八代祐子 1993 学習障害児にみられる二次的情緒障害の発症要因に関する検討 小児の精神と神経, 33(2), 145—154.
- 石川憲彦 1993 医学は学習障害という概念や用語を使用すべきではない 児童青年精神医学とその近接領域 34(5), pp.454—164.
- 伊藤隆二 1994 学習障害の診断と指導 伊藤隆二著作集3 岩崎学術出版社.
- Johnson, D.J. & Blalock, J.W. 1987 *Adults with learning disabilities : Clinical Studies*, The psychological Corporation (橋本 敏監訳 1991協同) 医書出版社 学習障害児の青年・成人期)
- 刈谷剛彦 1993 高卒労働市場の日本的特質—労働市場の変化と「学校に委ねられた職業選抜」のゆらぎ— 日本労働研究雑誌No.405, pp.2—13.
- 刈谷剛彦・粒来 香・長須正明・稲田雅也 1996 進路未決定の構造—東京における高校生対象調査の結果から— 日本教育社会学会第48回大会発表要旨集録 pp.62—67.
- 菊池章夫 1979 社会化の概念 『社会化の理論—人間形成の心理学—』第1章 有斐閣双書 有斐閣.
- 木村進 1993 学習障害をめぐる諸問題1 概念と教育のあり方 新教育心理学体系5 「障害児の心理」第2章第3節 中央法規
- 向後礼子 1994 知的障害者の感情表現の読みについて 日本読書学会第38回研究大会発表資料集, pp. 33—38.
- 向後礼子 1996 非言語コミュニケーションに関する評価 『知的障害者の職業指導を支援する評価システムの開発に関する研究』第5章 障害者職業総合センター調査研究報告書No.14.
- 向後礼子・望月葉子 1996 「知的障害者の就労に関する事業所調査・学校調査の結果から (I)」第4回職業リハビリテーション研究発表会発表論文集, pp.144—147.

- 国立特殊教育研究所 1995 特別研究報告書「教科学習に特異な困難を示す児童・生徒の類型化と指導法の研究」
- 小杉礼子 1993 専修学校卒者の労働市場 日本労働研究雑誌No.405, pp.34-43.
- 熊谷恵子・大塚玲 1993 アメリカ合衆国における学習障害児の判定基準とその実態 心身障害学研究, 17, pp.191-172.
- 栗田広 1991 学習障害を医学ではどうとらえるか 発達障害研究 第13巻第3号 pp.167-175.
- 栗田広 1994 発達障害-総論-精神科治療学 9(6) pp.681-685.
- 栗田広 1995 学習障害概念とその課題-児童精神科の立場から- 発達障害研究 第17巻第3号 pp.188-195.
- 栗田広 1996 児童精神医学からみた学習障害 教育と医学 第44巻第8号 pp.26-32.
- McLeskey, J. & Waldron, N.L. 1991 Identifying students with learning disabilities: the effect of implementing nationwide guidelines, Journal of Learning Disabilities Quarterly, 24, pp. 501-506.
- 宮本信也 1992 学習能力障害の診断と治療 発達障害医学の進歩No.4 pp.47-59, 診断と治療社.
- 牟田悦子 1990 学習障害の概念の歴史的展開と教育・心理的指導の観点から 平成元年度文部省科学研究費補助金・重点領域研究「コミュニケーション障害児の診断と教育に関する研究」公開シンポジウム「学習障害の概念と具体的対策をめぐって」報告書, pp.9-13.
- 長畑正道 1990 学習障害と特異的発達障害および注意欠陥多動障害について-隣接する他の発達障害との関連を含めて- 平成元年度文部省科学研究費補助金・重点領域研究「コミュニケーション障害児の診断と教育に関する研究」公開シンポジウム「学習障害の概念と具体的対策をめぐって」報告書, pp.1-8.
- 中島史明 1996 15年を隔てて行われた2つの追跡調査にみる高卒者の初期キャリアの変化-「10年追跡調査」と「初期経歴」調査における高卒男子就職者の比較-『高卒者の初期キャリア形成と高校教育-初期職業経歴に関する追跡調査結果-』第3部第2章 日本労働研究機構調査研究報告書No.86.
- 中根 晃 1992 学習障害の精神医学 精神医学 34(4), pp.348-364.
- 中根 晃 1993 LDの医学 LD研究と実践 第1巻 第1・2号, pp.3-21.
- 中根 晃 1995 自閉症と学習障害 臨床精神医学 24(8), pp.1043-1051.
- 中野善達・佐藤至英 編訳 1995 障害児教育の研究法 田研出版.
- Mertens, D.M. & McLaughlin, J.A., Research methods in Special Education (中野善達・佐藤至英 編訳 1995 障害児教育の研究法 田研出版).
- 望月葉子・山田耕一郎 1995 「知的障害者の職業的社会化に関する考察-職業自立を支援する視点から-」障害者職業総合センター研究紀要No.4, pp.1-19.
- 望月葉子・向後礼子 1995 「知的障害者の職業生活適応のための課題に関する考察-ダウン症者の事例を通して-」第3回職業リハビリテーション研究発表会論文集 pp.206-209.

- 望月葉子・向後礼子 1996「知的障害者の就労に関する事業所調査・学校調査の結果から（Ⅱ）」第4回職業リハビリテーション研究発表会発表論文集, pp.148-151.
- 文部省・通級学級に関する調査研究協力者会議 「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」, 1992年3月30日.
- 文部省・学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議 「学習障害児等に対する指導について（中間報告）」, 1995年3月27日.
- 文部省 1996 平成8年度特殊教育に関する新規・拡充政策について 季刊特殊教育 No.83 pp.41-43.
- 森永良子 1992 学習障害児の定義・診断をめぐる課題 坂本龍生編著 発達障害臨床学 学苑社.
- 森永良子 自閉症・学習障害研究の最新動向 『自閉症・学習障害に迫る』第I部pp.67, コレール社, 1993.
- 緒方明子 1996 学習に困難を示す子どものニーズへの対応 国立特殊教育総合研究所研究紀要 第23巻 pp.87-93.
- 大塚玲 1993 学習障害の定義にかかわる諸問題と今後の課題 特殊教育学研究, 30(5), pp.29-40.
- Rourke, Byron P. 1989 Nonverbal learning disabilities : the syndrome and the model 1989 (非言語性学習能力障害 1995 森永良子監訳 岩崎学術出版社)
- 白瀧貞昭 1993「学習障害」の神経心理学的アプローチ 児童青年精神医学とその近接領域 34(4), p.p.340-346.
- 島田博祐 1995 社会的スキルと求職面接スキル訓練研究 『障害者の職業適応性を高めるための指導方法に関する研究』第1章 障害者職業総合センター調査研究報告書No.11.
- 清水貞夫 1994 知的障害分野でのパラダイムシフト 『知的障害者の言語とコミュニケーション』上 学苑社.
- 篠原吉徳 1991 わが国における学習障害への取り組みについて 発達障害研究 第13巻 第3号, pp.197-202.
- Stanovich, K.E. 1986 Matthew effects in reading : some consequences of individual differences in the acquisition of literacy, Reading Research Quarterly, 21, 360-407. (大塚玲 1993 学習障害の定義にかかわる諸問題と今後の課題 特殊教育学研究, 30(5), pp.29-40.より引用).
- Stanovich, K.E. 1991 Conceptual and empirical problems with discrepancy definitions of reading disabilities, Learning Disability Quarterly, 14, pp.269-280.
- 杉山登志郎 1993 学習障害とはどのような障害か その1 思春期青年期精神医学 3(2), pp.231-240.
- 杉山登志郎 1994 学習障害とはどのような障害か その2 思春期青年期精神医学 4(1), pp.99-107.
- 杉山登志郎 1996 学習障害児の就学指導 教育と医学 第44巻第8号 pp.69-75.
- 高山茂幸 1991 精神薄弱者の職業前訓練における社会的スキル訓練についての一考察 職業リハビリ

- テーション, 4, 56-60.
- 滝 充 1992 “いじめ” 行為の発生要因に関する実証的研究 教育社会学研究 第50集, pp.366-388.
- 植村義枝 1987 学習障害児の相談室(上野一彦編) 有斐閣選書
- 上野一彦編 1987 学習障害児の相談室 有斐閣選書
- 上野一彦 1991 学習障害の概念・定義に関する考察 東京学芸大学紀要1部門, 42, pp.111-117.
- 上野一彦 1993 学習障害(LD)の理解をめぐる今日的課題 児童精神医学とその近接領域 34(5), pp.422-431.
- 上野一彦 1995 学習障害概念とその課題—心理学の立場から— 特集 わが国における学習障害の概念 発達障害研究第17巻 第3号 pp.173-179.
- 渡部昭男 1996 「戦後障害児教育制度の到達点と21世紀の課題」 日本特殊教育学会第34回大会 準備委員会企画シンポジウム 21世紀の障害児教育の展望と課題, 資料.
- Weinert, F.E. Schule und Berufe als institutionelle Socializationsbedingungen, In Gottshaldt, K. (ed.) Handbuch der Psychologie. (橋本昭治 1979 職業的社会化 『社会化の理論—人間形成の心理学—』第9章 有斐閣双書 有斐閣. より引用)
- World Health Organization 1993 The ICD-10 classification of mental and behavioural disorders : Diagnostic criteria for research, World Health Organization.
- 山崎晃資 1993 医学的診断の最新動向 『自閉症 学習障害に迫る』第1部 コレール社.
- 依田十久子 1995 「思春期LDの臨床からみた教育的諸問題」 千葉工業大学研究報告人文編第32号, pp.59-64.
- 吉本圭一 1996 高卒者の初期キャリア形成に関する課題と調査研究の概要 『高卒者の初期キャリア形成と高校教育—初期職業経歴に関する追跡調査結果—』序章, 第1部第1章 日本労働研究機構調査研究報告書No.86.
- 全国学習障害児・者親の会連絡会 学習障害(LD)児・者の事態調査—いまLDたちはどうしているか— 1991.
- 全日本特殊教育研究連盟編集委員会 1991 最新世界の特殊教育—40カ国と日本の比較—発達の遅れと教育別冊④.